

# 令和7年度4月からの機構改革について

## 1 概要

- ◆ こども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった、従来の分野別の支援では十分な対応が難しい複雑化した課題を抱える人や世帯に対し、既存の取組も活かした重層的な相談支援を行うため、「総合支援課」が新設されます。
- ◆ 高齢者福祉課の業務の一部が「総合支援課」へ移管することにより、「地域包括推進係」が「高齢者福祉係」に統合されます。業務が移管した後も連携して取り組んでいくことになります。
- ◆ 「総合支援課」と「高齢者福祉課」は現在の高齢者福祉課内へ配置され、「事業者指導係」と「連絡便BOX」の配置場所が変更になります。

# 令和7年度4月からの機構改革について

## 2 各課の所掌事務

### 総合支援課

- ・ 重層的支援体制整備事業に関する事
- ・ 成年後見制度に関する事
- ・ 生活困窮者自立支援事業に関する事
- ・ 虐待防止法に関する事
- ・ ひきこもり支援に関する事
- ・ 大学連携による研究事業に関する事

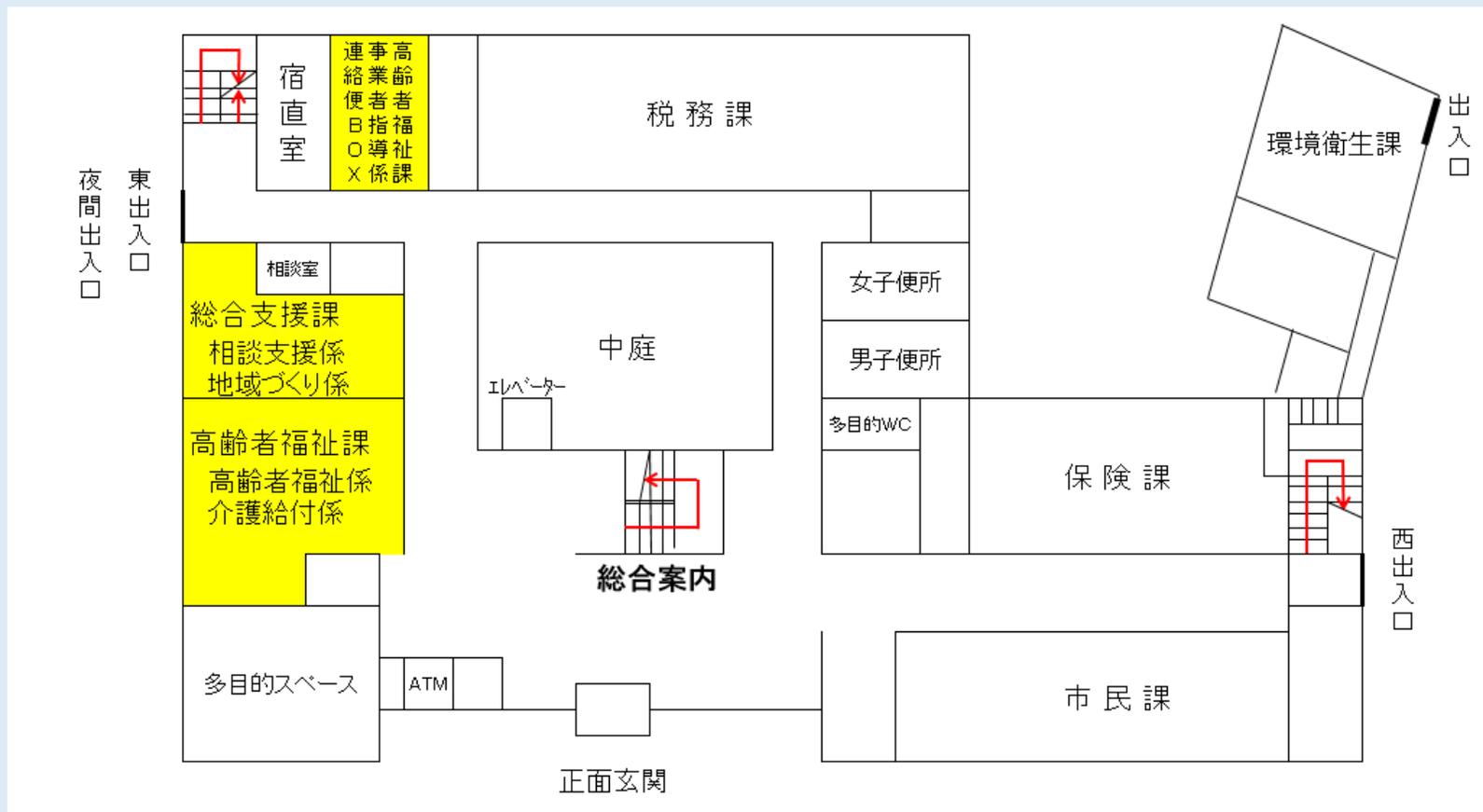
### 高齢者福祉課（旧地域包括推進係）

これまでの所掌事務から以下の事務が総合支援課へ移管します。

- ・ 成年後見制度に関する事
- ・ 虐待防止法に関する事
- ・ 総合相談（高齢者に関わる個別対応）に関する事

# 令和7年度4月からの機構改革について

## 3 市役所配置図



# 令和7年度4月からの機構改革について

ご理解とご協力をお願いいたします

## 4 連絡便BOXの運用方法の変更

- ◆ 配置場所が、高齢者福祉課内から変更後の事業者指導係の執務室へ移動します。
- ◆ 今後、連絡便BOXの夜間、休日の利用を廃止することを検討しています。令和7年度の利用実績を見て判断します。
- ◆ 当面の間（令和7年度中）は、市役所夜間出入口の宿直室へ文書を預けることはできますが、BOX内の文書を持ち帰ることはできません。
- ◆ 個人情報流出や保安上の観点から、業務時間外は事業者指導係の執務室を施錠しますので、立ち入りはできません。